

私は、日本共産党を代表して質問いたします。
はじめに、市長の政治姿勢についてです。

日本国憲法が施行されて、60年目になります。
この憲法は、平和・人権・民主主義を守る私たちの
営みを土台からしっかり支えてきました。

21世紀は、ますます、その力が発揮される時代
です。

いま、核拡散防止条約の矛盾から、世界に核兵器
が広がり、先制攻撃による戦い、小型核兵器の
開発、
各地での武力による争いが継続しています。

人類が存在するための宝とも言われる9条は、
日本のそして、世界の宝なのです。

ところがこの憲法をかえようと「国民投票法」
—改憲手続法が、中央公聴会さえ開かず、
5月11日、参院憲法調査特別委員会で採決、つづ
いて14日、参院本会議で自民・公明与党によって、
強行採決されました。

この国民投票法は、審議の中で問題、欠陥が明
らかになり、地方公聴会で、与党公述人からも中
身に異論が出ました。

有効投票率が規定されていないこと、教員、公務員の運動が規制されること、有料広告を認めて、膨大な資金でマスコミを操作することを保障する等が明らかになり、わが党は慎重審議を求めてきました。

自民党・公明党で強行採決したことは、議会制民主主義を冒瀆する暴挙です。

憲法 99 条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重する義務を負う」と記しています。

市長は、その責務を果たし、憲法をかえるのではなく、市民の暮らしに生かすことを強く求めるものです。

お答え下さい。

税制について

住民税増税問題について、質問いたします。

総務省は、「6月から住民税額が変わります。所得税と住民税を合わせた納税額は、税源委譲によっては基本的に変わりません」と宣伝をしています。また、福山市は、「税源の移しかえなので、所得税と住民税を合わせると、負担額はこれまでと変わりません。」と給与所得者について、お知らせしています。

全戸配布のパンフレットでは「2007年から税源委譲により、所得税と住民税の負担割合が変わります。住民税（市・県民税）は、一律10%となります」と書き、「税源委譲により、住民税は増加、所得税は減収となりますが、住民税と所得税をあわせた税額は変わりません。」と説明しています。

これは、地方自治体の財源問題であり、市民にとっては、大方の世帯が増税となるものではありませんか。

税源委譲による全国の影響額は、住民税は3兆円の増額、所得税は3兆円の減額ですが、定率減税全廃による所得税の増税額は1兆3000億円、住民税の増税額は4000億円、合わせて、1兆7000億円の増税となります。

福山市における影響額をお示し下さい。

また、昨年 6 月の老年者控除や公的年金控除額、の税制改訂により、福山市での新たに住民税が課税となった人数と影響額について、それぞれお示し下さい。

特別徴収の税額はすでに事業者を通して市民に知らされていますが、所得税は下がったが、住民税が大幅に上がり、差し引き増税となり、「住民税が約 3 倍になった」との悲鳴も聞こえております。

国に対して、定率減税の復活、高齢者控除、年金控除の復活を強く求めてください。

市民の問い合わせに対しては、丁寧に説明することを求めます。

次に、福山市の申請減免制度について、内容、件数、金額の昨年度実績をお示し下さい。

また、低所得者に対する減免制度を創設してください。

川崎市は、所得金額が生活保護基準以下であれば、住民税を全額免除する「少額所得者の住民税申請減免制度」を行っています。

福山市も同様の申請減免制度とするよう拡充を求めます。

以上についてのご所見をお示し下さい。

要介護の障害者控除認定について、伺います。

庶民増税や負担増は、とりわけ高齢者の生活を脅かしています。少しでも、負担を軽減する制度の活用が求められています。

そのひとつとして、障害者控除がありますが、福山市の「障害者控除対象者認定書」の発行数は、2005年度14件、2006年度39件にとどまっています。

岐阜県岐阜市は、07年2月、要介護認定高齢者を障害者と認める「事務処理要項」を策定し、要介護認定高齢者、6200人全てに交付申請書を送付して案内したとのことでした。

その内容は、認定申請書を提出したすべての要介護認定高齢者に、要介護度1～3級は普通障害者、4・5級は特別障害者の「障害者控除対象者認定書」を発行するという、画期的な内容です。

今年の確定申告では、3月末現在で3245人が障害者控除を受けることができ、それにとどまらず、課税所得が下がり、税金や国保料が下がるなどの波及効果も生まれ、市民から、たいへん喜ばれているとのことでした。

そこで、質問いたします。

① 福山市の要介護認定者の人数と世帯をお示し下さい。

② 福山市においても、岐阜市や先進自治体に学び、「事務処理要項」を策定し、要介護認定者すべてに知らせること。

該当する世帯に、還付請求が出来るよう周知することを求めるものです。

以上についての答弁を求めます。

国保行政について

今議会、福山市は国保税率の改定にあたり、歳計剰余金の活用、および財政調整基金からの繰り入れを行い基礎課税額、第2号被保険者の介護分ともに引き下げを行う条例案を提案しています。

負担軽減を行う姿勢は、評価できるものです。

しかし、市民には、増税の影響で雪だるま式に負担が増え、生活が逼迫している国保加入世帯に対して、思い切った国保税の引き下げが強く求められます。

財政調整基金はなお23億9700万円余にのぼるものであり、これを活用して、さらなる引き下げを求めるものです。

また、国保税申請減免制度を拡充し、生活保護基準の1・5倍程度以下の低所得者には、国保税を減免できる制度とすることを求めるものです。

以上、ご所見をお示し下さい。

資格証明書の発行について

2001年の資格証明書発行義務化以来、福山市の資格証明書発行は急増しています

厚生労働省によれば、資格証明書の義務的交付は、滞納対策として打ち出されましたが、全国でも滞納世帯は年々増加傾向にあり、資格証の交付が収納率向上に功を奏していないことは明らかです。

全国保険医団体連合会の調査では、資格証による受診率は、一般被保険者の受診率推計と比較して著しく低いことが判明しました。また、病気になっても国保証を交付しなかったことにより、疾病が重篤となり、死亡したという深刻な事態が浮かび上がっています。

福山市においては、現物給付を本旨とする国保法に反する資格証の交付をやめること。

滞納対策と被保険者の療養の確保を切り離して、資格証の大量発行を改めることが求められます。

少なくとも、以下の条件に当たる世帯には、国保証の交付を、ただちに行うことを求めるものです。

① 住所が判明している被保険者については、いかなる場合も国保被保険者証を交付し、未交付をなくすこと。

② 資格証を交付された被保険者が病気・負傷等で治療が必要となり、その旨医療機関から連絡があった場合は、ただちに正規証を交付する取り扱いとすること。

③ 正規証の返還請求から次のものを除外すること。

○ 65 歳から 75 歳未満の高齢者

○ 就学援助、児童扶養手当の「公の援助」を受けている世帯の高齢者

○ 生活が困難な世帯・生活保護世帯の 150 % 程度までに属する高齢者

④ 正規証の返還請求は、滞納世帯主に面談し、「特別の事情」の有無を把握した上で行い、呼び出しに応じないことを持って返還請求を行わないこと。

⑤ 返還請求にあたっては、生活状況を把握し、減免規定に該当する場合は、減免方法などを懇切丁寧に説明すること。

- ⑥ 保険税を分納せざるを得ない場合は、「特別の事情」に該当する扱いとし、分納金の支払い状況を条件とせず、直ちに国保証を交付すること。

さらに、資格証を持参した患者が医療機関の窓口で医療費の支払いをせず、欠損金となった場合は、保険者が医療機関に医療費を支払う措置をとることを求めるものです。

それぞれについてのご所見をお示し下さい。

介護保険制度についてお伺いします

昨年４月から、改悪された介護保険法により介護現場に混乱と矛盾が蔓延しています。

わが党の調査では、軽度者の訪問介護が制限されたため、体調を崩したり、在宅での生活が困難になっている高齢者が増えています。

例えば、ある８０歳代の女性は、新制度により、介護度が低く判定されたため、サービスが少なくなりました。

そのため、これまで受けていたデイサービスは、週２回から３回の利用から、週１回に減りました。すると、認知症が進み、介護度が重くなったため、やむを得ず、介護度を変更し、週一回のサービス利用から、週２回から３回のサービス利用に戻したということです。

介護事業者の運営にも法改悪の影響が押し寄せています。

ある施設の経営者は、「昨年４月以来、年間１０００万円の赤字を生むようになった。減収のため、職員のボーナス支給もままならない」「今後、施設を維持するには、給与体系そのものを変えないといけない」と訴えています。

また、「利用料を3か月分滞納している人もいる」とか、「利用者の滞納が増えている」といった声も聞かれます。「経営維持の観点から、食材の質を下げざるを得ない」といった深刻な事態も聞かれます。

さらにヘルパーやケアマネージャー等の介護職員からは、「給与が安すぎ、業務がきつすぎて、次々辞めていく」「職員が少ないため、転倒事故の危険性が高い」「良い介護をしようと必死だが、今の制度では、適正指導がきつすぎ、利用者よりも、パソコンに向いて仕事をしている」といった不安や不満の声が寄せられています。

現行制度は、低所得者層をはじめとした社会的弱者の介護サービス利用を排除しているのが実態です。

多くの矛盾が噴出する中、国は「介護予防事業」の見直しなど若干の手直しを行っています。

また、福祉用具貸与の基準も一定の緩和をしています。しかし、この度の介護保険制度の改悪は、介護給付費の増大をどう抑えるかという、財政論理のみが前面に出ているため、介護給付費抑制という大本を変えなければ、矛盾の根本解決にはなりません。

改定された介護保険法の施行後 1 年余が経過していますが、介護保険制度の現状について、どのように認識しているのか、御所見をお示し下さい。

次に以下の質問について、お答え下さい。

一． 国に対し、居住費・食費の徴収を中止するよう求めること

一． 軽度者の介護ができなくなっている実態を調査すること。

一． 給付「適正化」の名の下に、行き過ぎた指導を強め、サービス切りすての指導をやめること。

一． 介護保険料減免制度を拡充すること。

一． 地域包括支援センターの職員体制を強化すること。

一． 実情を軽視した機械的な認定調査をやめ、実態に即した要介護認定の運営改善を行うこと。

一． 特別養護老人ホームの増設に市独自で取り組むこと

以上についてお答えください。

障害者施策についてお伺いします

障害者自立支援法が昨年４月に施行され、多くの障害者が医療・福祉サービスの自己負担が重くなっています。

これは、自民・公明両党が成立させた障害者自立支援法で、サービス利用量に応じて自己負担が重くなる「応益負担」が導入されたことが原因です。

本市は、このことに伴い、利用者負担の影響を緩和するために、独自の負担軽減策を講じました。

さらに先の予算委員会では、利用者負担が多くなったことの原因として、「応益負担の導入で原則一割負担が原因になっている」との認識を示されております。

これまでわが党は、障害者自立支援法に伴う、「応益負担」の撤回を国に求めるよう、要望してきましたが、その後の取り組みについて、お答え下さい。

また、国に対し、明確に「応益負担の撤回」を強く要望することを求めます。
以上についてお答え下さい。

鞆港埋立て架橋についてお伺いいたします

福山市は、5月23日、広島県知事に、鞆港の公有水面埋め立て免許申請を行いました。

国が「法文上権利者の全員同意がなくても申請はできるとされているが、公有水面埋め立てに際しては完全同意を原則として運用し、全員同意と住民合意が肝要であり、従来の見解と何一つ変わらない」旨繰り返し表明しているにもかかわらず、国の「新しい見解が示された」と強弁し、強引に進めてきたものです。

これまで、地元住民団体など9団体が、鞆のまちづくりのあり方を検討する場の設置を求める1万2680人の署名を提出しています。

計画は強引に進めるのではなく、改めて鞆のまちづくりについて考えるべきだとの地元住民の思いであります。

この中には、旧鞆町内で28,5%もの戸数が含まれ、市長の「住民の大多数が賛成」を覆すものです。

5月には、新たな排水権者も存在し、公有水面埋め立てに不同意を表明しておられるとの事であります。

また、かつて、公有水面埋め立てに同意をしていた住民から、県と市に対し同意できないとの文書が送付されたとの事であります。

これは、排水権利者とされる21件のうち5件の反対があることになり、権利者の24%にものぼるものです。法の運用は「慣習に基づく排水者も権利者とする」としているところから、そのほかにも多くの権利者が存在すると考えられます。

藤田雄山広島県知事も、記者会見で「実施した場合には破壊者としての名前は付きまとうと考えている。」と述べているように、重大な汚点を残すことになります。

にもかかわらず、公有水面埋め立て免許の申請を出すということは、全国の自治体に例をみない、強硬なあり方に、福山市が足を踏み入れたということであります。

このようなことが許されるならば、今後歯止めのきかない埋立てが、各地で行われていくことになるではありませんか。

また、5月16日、県及び市は、「事業説明会」を開きましたが、山側トンネル案との比較や、生み出されるとされる価値の資料が、はじめて示され、住民論議は緒に就いたばかりであり、これをもって、説明責任を果たしたとされることは、あまりにも拙速でありませんか。御所見をお示してください。

先月の4月24日には、広島県に対し、鞆町の住民を含む163人から公有水面埋め立て免許の差し止めを求める訴訟も起こされています。

また、国際記念物遺跡会議のイコモスをはじめ、大林宣彦映画監督をはじめとする全国の著名人からも、埋め立て架橋計画撤回を求める決議や意見が相次いで出されましたが、この裁判を支援する全国的、国際的運動が改めて広がっています。

鞆港は、万葉の面影を残し、江戸時代からの港湾5点セットが現存する日本で唯一の歴史的港湾であり、港と一体で発展してきた町並みが、かもし出す貴重な景観は、日本全国にとどまらず、世界から注目が寄せられています。

朝鮮通信使寄港地として、アジア交流の足跡をしるす文化遺産であります。

世界遺産にとの注目も広がる中、福山市や県が強引に埋め立てを進めるべきではありません。

公有水面埋め立て免許の申請を撤回されることを求めるものです。

以上についての、御所見をお示してください。

福山道路等幹線道路問題について

国の道路行政について、これまでの道路行政を転換することが求められ、その方向が示されています。

「社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会」では、「今後の道路政策の基本方向」において、道路の計画から管理まで、関係住民が参画することや住民・市民団体等と協議することが求められるとしています。

また、東京の外環道路計画に見られるように、PI方式といわれる、施策の立案や事業の計画・実施等の過程で、関係する住民、利用者や国民一般に、情報を公開したうえで広く意見を聴取し、それらを反映する方式を取り入れています。

現在瀬戸町山北地区では、設計協議がおこなわれていますが、住民から質問されていた複数のルート案の存在について、勉強会ではじめて資料として示されたものであります。

住民の、なぜこのルートなのかについて、事業者が十分な説明責任を果たすことが求められます。

御所見をお示しく下さい。

広島県が、3月にまとめた2006年度1年間の調査結果の報告である「福山地域における浮遊粒子状物質の発生源別寄与率の推定」では、SPMの発生源寄与率は、福山市役所前で、自動車排気ガスの影響が、土壌11,3%、鉄鋼工業8,2%、廃棄物焼却3,2%、重油燃焼2,5%に比べ37%と最も大きく、南小学校、曙小学校でも同様に、自動車排気ガスの影響が、それぞれ25%、23%とやはり最も高い結果が報告されています。

自動車による排気ガスの影響が、SPMの発生に2割を越え4割近くにのぼることを示しています。

こうしたことから、「苦勞して家を建てたのに、住宅や環境を破壊するな。」「福山道路の沿線では、騒音や振動、自動車の排気ガスがひどくなり環境が破壊されることになる」「すぐ近所を道路がとおることになるから、環境、騒音が心配。」「福山道路がとおれば、この地域で多くの住民が自動車の排気ガスで大気が汚染され、喘息が出ます。家には小さい子どもがいるので困ります。」との住民の声は、当然であります。

福山道路など、大型道路建設の抜本的転換を求めるものです。

御所見をお示しく下さい。

次に、県道熊野瀬戸線について伺います。

事業者による住民無視の設計協議のあり方や、その後、幅杭の設置、境界立会などが強引におこなわれていることに対して、住民から、「人権無視の、強引なやり方で許せない」との強い怒りの声が寄せられています。

住民の、「なぜ県が、戸別に訪問説明を実施したのか？」「戸別訪問が、設計協議といえるのか？」
「県は、大方の了解が得られたから、設計協議を終了したとの事だが、なぜ設計協議を開かず決めたのか？」の質問に、県は何の根拠も示さず、納得できる解答もしないままであります。

このような重大な問題を放置したまま、県道熊野瀬戸線の部分的に「了解」の得られたところから、ボーリング調査、道路工事をおこなうなどは、「まるで、地上げ屋と同じやり方ではないか」との声も聞かれるところです。

事業者は、住民への説明責任を果たすこと、住民に強い圧力を掛ける強引なやり方は行わず、中止することを求めるものです。御所見をお示してください。

つぎに危険箇所整備について

5月3日、新市町戸手地域で、小学2年生の男児が市道沿いの水路へ転落し、重体となる事故が起きました。

この水路は、沈砂池が並んで3箇所あり、そのひとつで事故が起きました。

沈砂池の深さが2メートルといわれ、当時砂がたまって1,4メートルの深さだったとのことあります。

この水路は、小学生の通学路沿いにあり、日ごろから近隣の住民からも危険なところとして、子どもたちに注意をされていました。

こうした危険な、沈砂池が全市的にどれくらいあるのか、お伺いをいたします。

また、たとえ転落しても、生命に危険が及ばないような対策をとることを求めるものです。

御所見をお示しく下さい。

2000年以降現在まで水路等転落死亡が、27件にも上っています。

これまで、福山市も危険箇所対策の強化をされています。

しかし、周辺部での対策とりわけ合併地域での調査は、これからというところにあります。

高齢者や子どもたちなど社会的弱者が、水路などに転落して生命を落とすなどの事故は、絶対にあってはなりません。

そのためにも、予算を抜本的に増やし、危険箇所の解消を求めるものであります。御所見をお示しく下さい。

福山市公共交通の今後についてお伺いします

現代社会では人の移動、物資の輸送には車が不可欠な存在です。

しかし、ドアー ツー ドアーで、いつでもどこにでも行けるマイカーの便利さは、車への過度の依存を生じ、個々の生活や地域のあり方を変え、大気汚染など負の影響も深刻化しています。

その内容は、交通事故の死傷者の増加、市街地の朝夕の渋滞、大型店の郊外化の進展による中心市街地の衰退、大気汚染の悪化、地球温暖化などの問題です。

また、高齢化が進み、クルマを運転できない高齢者の移動制約の広がりも社会問題となっています。

改めて、公共交通の果たす役割が重要です。路線バスは、通勤、通学、買い物、通院など地域に密着した公共交通の役割を果たしてきました。

現在、規模の小さい周辺自治体ほど、人口減少がすすみ高齢化率が高く、公共交通に対する社会的要請が強いにもかかわらず、路線廃止が進んでいる実態があります。

マイカーの増加、乗客減から便数の減、運賃の値上げなどから「バス離れ」は進み、1963年、101億400万人の輸送人員から、2004年43億3500万人と、43%まで落ち込んでいます。

路線バスの不採算地域が拡大し、また、2002年の規制緩和により、国は需給調整規制を廃止し、補助制度を事業者から路線へ、路線の休止廃止を許可制から届出制へ変更するなど、いっそう廃止が加速されたのです。

高齢者や住民の交通権を守るべき国がその責任を放棄し、市場万能主義の規制緩和政策が招いた結果でもあります。

わが党は、今日まで、公共交通のあり方についての提言もしてきたところですが、福山市においてもその取り組みが進められてきたところです。

今年度も北部に続いて、南部、西部へゾーンバスシステムが導入されます。

以上の事から、福山市の今後の公共交通について、質問いたします。

一、自動車交通量抑制し、合理的にコントロールするためのTDM・交通需要マネジメント政策の具体化をどのように進められるのかお示し下さい。

一、北部ゾーンバスシステムの乗り継ぎの状況の成果と課題、今後の改善方向についてお示し下さい。

一、交通困難者（高齢者、子ども、障害者）の交通権を守る計画について、福山市における具体をお示し下さい。

一、交通権の保障は、基本的に国、地方自治体に責任があることを踏まえ、国に対して、路線バスなどを存続する必要な予算を確保することを求めてください。

以上について、お答え下さい。

神辺地区まちづくり事業について

当事業は、1969年に区画整理事業を行うとの都市計画決定が行われましたが、住民合意が十分形成されず、その後、大規模な事業の見直しが行われました。

27ヘクタールの区画整理事業地域にあたる地権者の賛成は、2005年の意向調査で、41%に過ぎないとのことであります。

市長は、2006年9月議会では、「これらの事業を推進するためには、住民合意形成が不可欠であり、現在、地区別、路線別説明会を開催し、事業の理解を求めている」と答弁されました。

その後の、進捗状況をお示し下さい。

都市計画道路の建設について、「同じ道路が、地域によって建設手法や財源が異なり、特に、区画整理事業地域の地権者負担が重いのは、不公平、納得いかない」「地権者に、高い減歩率を押しつける事業は、いったん白紙撤回してほしい」との声も根強く、地権者からは、「都市計画道路は用地買収方式で行ってほしい」との要望も上がっております。

区画整理事業予定地内の必要な道路の建設や拡張、公園の設置については、福山市の事業として、用地買収方式で行うことを求めるものです。

以上、それぞれについての答弁を求めます。

多重債務の解消についてお伺いします

多重債務者は、全国に 200 万人以上いると言われています。

昨年 12 月、国会で、貸金業制度関連法の改正が成立しました。

この改正で、高金利の引き下げ、貸付残高の総量規制の導入等が行われたところです。

これは、新たな多重債務者を作らないという目的です。

貸金業者への厳しい規制によって、業者の数が激減する情勢です。

業者の貸し出し審査が全般的に厳しくなり、多重債務者やその予備軍が追加融資を受けられない場面も出ています。

既存の借り手、相対的にリスクの高い借り手に貸付が制限され、その結果、さらに、悪質なヤミ金被害に陥る危険性も指摘されています。

多重債務問題は、自殺、夜逃げ、子どもの虐待、離婚、犯罪の原因にもなり、重大な社会問題です。

福山市では、消費生活センターの相談窓口が設置されています。

2004 年度 10520 件中 642 件、
2005 年度 10558 件中 931 件、
2006 年度 8619 件中 952 件が多重債務問題で取り組まれています。

各々の相談内容により、破産、個人再生、任意整理、特定調停等の説明・弁護士会等への紹介が行われています。

しかし、福山市の人口、46 万 8 千人から想定して、相談件数の数倍の被害者が苦しんでいると考えられます。

政府の対策本部は、4 月 20 日に「多重債務問題改善プログラム」を公表しました。

国ができる限りの取り組みを行うと共に、地方自治体の取り組みも重要としています。

多重債務解決に置ける、福山市の果たす役割についての認識をお示し下さい。

また次のことを求めるものです。

- 一． 多重債務者に対する、借り入れ、又は、返済に関する相談、助言、その他の支援を行うことが出来る相談窓口の整備・強化を行うこと。

- 一．「借り手対策」として、債務整理や生活再建のためのカウンセリングを行うこと。
- 一．解決手段の一方法として、生活福祉資金の貸付や生活保護制度などを活用すること。
- 一．新たな多重債務者の発生予防のため、金融経済教育を強化すること。
- 一．ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化を、国と自治体が一体となって実行すること

以上について、どのように取り組むのかお示し下さい。

教育行政

中学校給食について伺います。

今、孤食、朝食抜き、コンビニ食など、子どもの食生活をめぐる状況が、大きな問題となっています。

「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の平成14年「児童生徒の食事状況調査」では、食品群別の摂取で、肉類や油脂が多く、豆類や野菜・果物は不足し、エネルギー、たんぱく質は充足されているものの、カルシウムや鉄分などが不足しているとのことです。

特に中学校は人生で最大の発育期であり、骨密度の定着も一番重要な時期ですが、給食のない日は、31・6%の女子中学生が必要なカルシウムの50%未満しか摂取していないとの結果です。

朝食の食事状況報告では、「菓子、果物のみ」「錠剤などのみ」「何も食べない」等が増えています。

子どもの食をめぐる状況から、生活習慣病の低年齢化が進み、肥満、喘息、アレルギー、低体温の児童生徒が増加している等が指摘されています。

このような状況の中で 今こそ、学校給食の役割が重要です。

学校給食は、「食という体験を通して、子どもに生きる力の原点を学ばせる教育の一環」として位置づけられ、

法第1条は、「学校給食の普及充実を図る」ことも、その目的に定めています。

さらに、文部省の通達は、中学校期の給食は、小学校期の給食より、いっそう地域の食生活の啓蒙に役立つとして重要視しています。

2003年5月1日現在、全国の公立中学校の完全給食実施率は学校数で77・6%、ミルク給食は11・8%です。

2005年度広島県全体の公立中学校完全給食実施率は58・7%。

福山市は、中学校36校中8校で22・22%にとどまり、全国からも、県からも大きくたち遅れています。

中学生における完全給食の必要性について、福山市はどのような認識をお持ちでしょうか。見解をお示し下さい。

また、福山市でも、中学校で自校方式の完全給食を実施することを求めるものです。

ご所見をお示し下さい。

人権・同和行政について

わが党は、真の部落差別解消のために、すでに役割を終えた同和行政の完全終結を求めてきたところであります。

福山市は、2006年度から「同和地区」「同和地区住民」を対象とした同和対策諸制度を廃止してきましたが、運動団体である、部落解放同盟への特別扱いを依然として継続しております。

本年度も部落解放同盟福山市協議会へ440万円の団体補助金が計上されています。

その上、福山市人権交流センター内に部落解放同盟福山市協議会と部落解放同盟広島県連合会東部地区協議会へ、無償で事務所の使用を許可しています。

こうした特定の運動団体に対する優遇措置の継続は、とうてい市民の納得が得られるものではなく、部落差別解消にとっても新たな障害となるものであります。

市民の中からは、「なぜ福山市は、いつまでも、運動団体に多額の補助金を出すのか」と強い批判の声が寄せられています。

部落解放同盟への、破格な団体補助金支出や市の施設提供を即刻中止することを求めるものです。

いま、何より求められているのは、行政の主体性、自主性であり、市民に対し、公正・公平であることでもあります。

運動団体に対して、市民が納得できる毅然とした対応を求めるものです。

以上お答えください。